

M

M E S S A G E

●メッセージ

租税特別措置法と歯科医療費

社団法人日本歯科医師会常務理事

中尾 薫



社会保険診療報酬の所得計算の特例は、医業または歯科医業を営む個人および医療法人に対し社会保険診療に係る所得の算出にあたり、事業税は非課税（法人は加えて、社会保険診療報酬以外の所得に係る軽減措置）、所得税は減免（措置法第26条および第67条）となる特別措置であり、地方税法および所得税法・法人税法の例外措置として規定されている。

現行の特例は、医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすることが目的とされており、事業税算出時の社会保険診療報酬は総収入に算入しないこととし、一方、所得税の計算は社会保険診療報酬が5,000万円以下であるとき、その報酬を2,500万円以下の部分、2,500万円を超え3,000万円以下の部分、3,000万円を超え4,000万円以下の部分、4,000万円を超え5,000万円以下の部分の4段階の階層に区分して、各階層の社会保険診療報酬の金額にそれぞれ72%、70%、62%、57%の概算経費率を乗じた額を必要経費に算入できることとなっている。

日歯税務委員会平成20年度答申によれば、両特例の減税効果は住民税も合わせ歯科界全体で年間約450億円程度であり、本特例が廃止されると、同額の可処分所得が減少する。日歯の平成17年度の調査によると、会員の77.8%は社会保険診療報酬が5,000万円以下であり、そのうちの41%、すなわち会員の31.9%が26条特例の適用者であった。

両特例は、平成22年度は現行のまま存続されたが、見直しの議論を行うことが税制改正大綱に明記されている。

仮に両特例共に撤廃されれば、平均所得率20%では診療報酬2,250億円増、診療報酬改定率で9%増を成し遂げないと回復できないことになる。歯科医療機関の経営基盤に多大な影響を及ぼすとともに、結果的に地域医療に混乱をきたすことになりかねない。本措置は低廉な公定価格の下で医療を提供する底支えであり、医療行為を評価する診療報酬改定と表裏一体である。歯科医療費の適切な評価が実現されるまでは、廃止に対する危機感を持ち続けなければならない。

本会は、医療の公共性・非営利性に鑑み、これらの医療税制については、是が非でも存続（恒久化）させなければならないとの強い決意をもって、関係方面への働きかけを継続していく所存である。